

# 保育の必要性の認定等について

平成26年3月27日  
大分市子育て支援課

# 保育の必要性の認定について

## 1. 概要

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、保護者が利用したい教育・保育施設に申込みを行う仕組みとなる。

## 2. 保育の必要性の認定区分 (子ども・子育て支援法第19条第1項)

保育の必要性の事由	該当なし	該当あり
3歳以上	<b>教育標準時間認定 (1号認定)</b>  <b>【利用できる教育・保育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園 (幼稚園部分)</li> <li>幼稚園</li> </ul>	<b>保育認定 (2号認定)</b>  <b>【利用できる教育・保育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園 (保育所部分)</li> <li>認可保育所</li> </ul>
3歳未満		<b>保育認定 (3号認定)</b>  <b>【利用できる教育・保育事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園 (保育所部分)</li> <li>認可保育所</li> <li>地域型保育事業</li> </ul>

保育の必要量に応じた利用可能な時間

**保育標準時間 (保育長時間)**  
(保護者の就労：212時間以上/月)

**保育短時間**  
(保護者の就労：下限時間以上212時間未満/月)

11時間(利用可能な時間帯=保育必要量)  
原則的な保育時間 (8時間)

8時間(利用可能な時間帯=保育必要量)  
原則的な保育時間 (8時間)

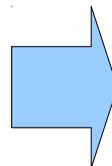
延長保育

延長保育

### 3. 保育の必要性の事由

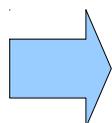
国子ども・子育て会議資料(H26.1.15)より抜粋

現行の「保育に欠ける」事由 児童福祉法施行令第27条
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
①昼間労働することを常態としていること（就労）
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
⑥前各号に類する状態にあること。（その他）



新制度における「保育の必要性」の事由(案)
○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
①就労 <ul style="list-style-type: none"><li>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</li><li>・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</li></ul>
②妊娠、出産
③保護者の疾病、障害
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 <ul style="list-style-type: none"><li>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</li></ul>
⑤災害復旧
⑥求職活動 <ul style="list-style-type: none"><li>・起業準備を含む</li></ul>
⑦就学 <ul style="list-style-type: none"><li>・職業訓練校等における職業訓練を含む</li></ul>
⑧虐待やDVのおそれがあること
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

大分市における保育の実施に関する条例
児童福祉法施行令第27条の準拠した内容



大分市における保育の実施に関する条例の改正の考え方
改正された児童福祉法施行令第27条に合わせた内容に改正

#### 4. 保育の必要量【区分】

- 現行制度の入所判定では、国は長時間・短時間の区分は設けていないが、本市では就労における「保育に欠ける」事由の判定基準を「週4日、1日あたり4時間」以上の昼間の就労としている。
- 新制度における保育認定については、「長時間」（主にフルタイムの就労を想定）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けることになる。

国子ども・子育て会議資料(H26.1.15)を参考

		保育標準時間（保育長時間）	保育短時間
保育必要量 (利用可能時間数)		<b>平均275時間／月</b> (最大292時間～最低212時間) <b>保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応</b>	<b>平均200時間／月</b> (最大212時間) <b>1日あたり8時間までの利用に対応</b>
保育の必要性の事由	就労の条件	<b>【国の基準】</b>  就労時間の下限は、1週あたり30時間  (両親ともフルタイムで就労を想定)  (月換算：120時間以上)	<b>【国の基準】</b>  就労下限1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間  (両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労を想定)  (月換算：48時間以上120時間未満 または 64時間以上120時間未満)
	親の介護・看護	付き添いに必要な時間が人によって異なることから、長時間、短時間の区分を設ける（国において具体的な区分は今後検討）	
	妊娠、出産	長時間、短時間の区分を設けない	
	虐待やDVのおそれがあること		

#### 国における「保育必要量(1ヶ月あたり)」の考え方

保育所の年間開所日数:約300日(1ヶ月25日間)

保育標準時間  
(保育長時間)

1日11時間×300日／12ヶ月＝275時間

1日11時間×週6日×31日／7日(週)＝292時間

保育短時間

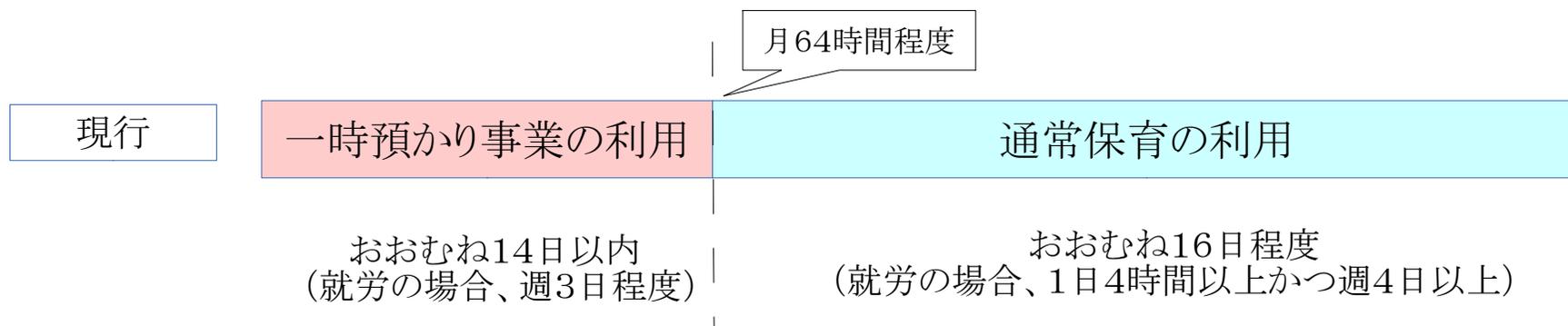
1日8時間×300日／12ヶ月＝200時間

1日8時間×週6日×31日／7日(週)＝212時間

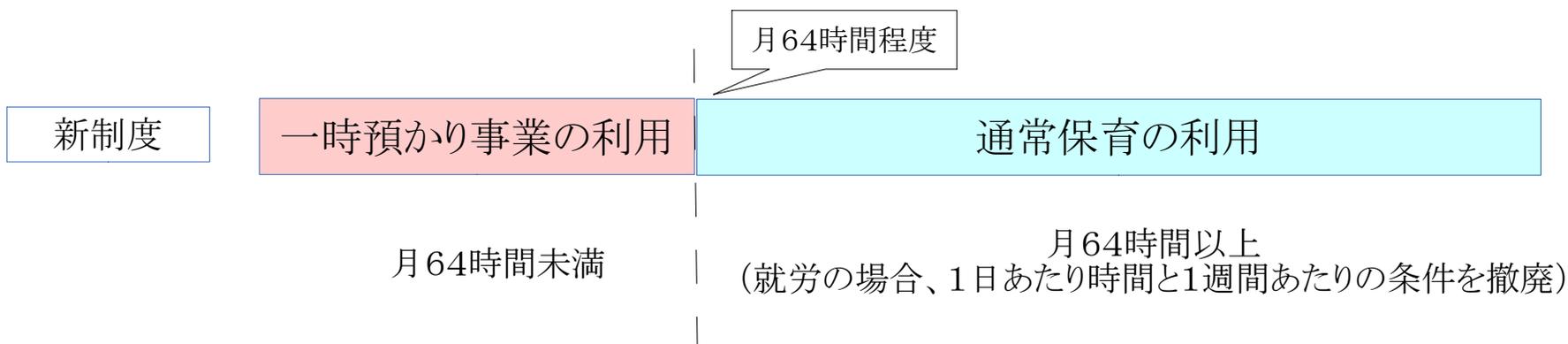
## 5. 短時間（保育短時間）の就労時間の下限

国基準	現行の市の基準
1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間	1日4時間以上かつ週4日以上昼間の就労

### 就労時間による保育の利用状況



### 本市における就労時間の下限についての考え方(案)



## 6. 優先利用

ひとり親家庭、生活保護家庭、育児休業明け等の世帯に対して調整指数上の優先度を高めることにより、教育・保育施設の優先利用を可能とする仕組みを基本とする。

国子ども・子育て会議資料(H26.1.15)を参考

国の優先利用の例示	現行の市の優先的取り扱い
①ひとり親家庭	<b>実施</b>
②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	<b>実施</b>
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	未実施
④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	<b>実施</b>
⑤子どもが障がい有する場合	<b>実施</b> (特別保育に対応できる施設がある場合)
⑥育児休業明け	<b>実施</b>
⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	<b>実施</b>
⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	<b>実施</b> (特定の年齢の保育を行っていない認可保育所と家庭的保育事業を利用している場合)
⑨その他市町村が定める事由	※

### 本市における優先利用についての考え方(案)

- ・ 国の優先利用例示の①～⑧の項目に調整指数を設定する。
- ・ 「⑨その他市町村が定める事由」に、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもに対して調整指数を設定する。（※）

#### 【※の理由】

保育所の待機児童が多い現状の中で、子育てに専念している保育士等が社会復帰することにより、より多くの子どもの保育が実施できること踏まえ、入所待ちの世帯の不公平感が生じないのではないかと考える。

(参考) 保育所等の入所選考については、基準を設け、申込み世帯の保育を必要とする状況に応じた基本点数と優先利用等に該当する世帯に応じた調整指数を付与し、基本点数と調整指数の合算点数の高い者から入所承諾を行う。

## 7. 保育所の待機児童

### 現行制度

#### 国における保育所入所待機児童の「定義」

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握する。

以下については、待機児童数に含めない。

- ①保護者が求職中で、求職活動状況を把握していない場合
- ②保育所以外で、適切な保育を行うために実施している以下の事業等を利用している場合
  - (1)国庫補助事業による事業(家庭的保育事業)
  - (2)地方単独施策による事業(認証保育所等)
- ③国または地方公共団体から運営費等補助を受けている認定こども園(幼稚園型、地方裁量型の保育所機能部分)を利用している場合
- ④保護者から入所申し込みの辞退があった場合
- ⑤保育所に現在入所しているが、転園希望が出ている場合
- ⑥産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ている場合
- ⑦他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合
 

※ 他に入所可能な保育所とは、

  - (1)開所時間が保護者の需要にんでいる。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
  - (2)立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20~30分未満で登園が可能など)

#### 本市における保育所入所待機児童の算出

国における保育所入所待機児童の定義に基づき、待機児童数を算出するが、以下についても、待機児童数に含めない。

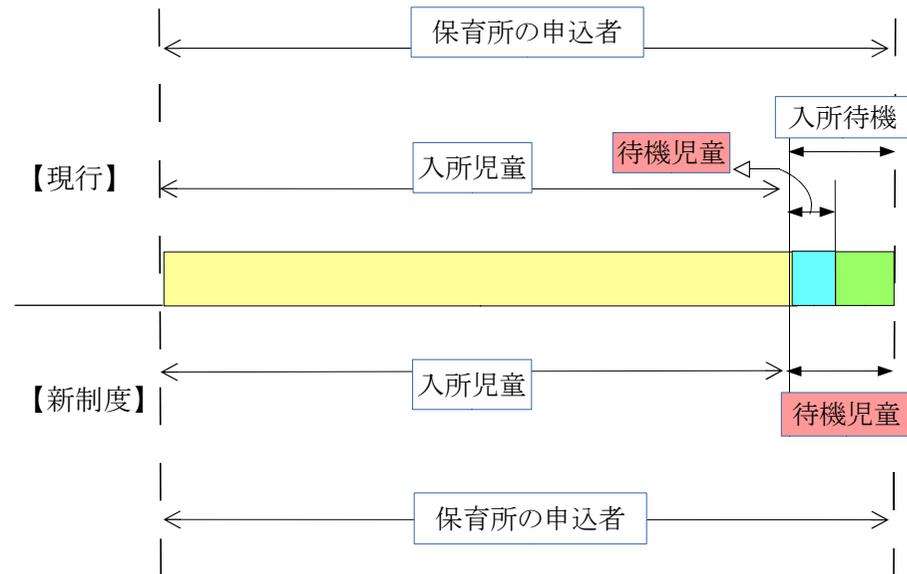
- ①保護者や親族等において保育をしている
- ②申請書類の不備
- ③就労を予定していたが、就労を開始していない

### 新制度

#### 国における保育所入所待機児童の「考え方」

保育の必要性の認定を受けながら、保育を利用できていない児童が待機児童となるが、具体的な集計方法等は、子ども・子育て会議における議論等を踏まえて、地方自治体における調査負担等も考慮しながら施行までに検討していきたい。

「平成26年2月26日 全国児童福祉主管課長会議の質疑応答より」



## 参考資料

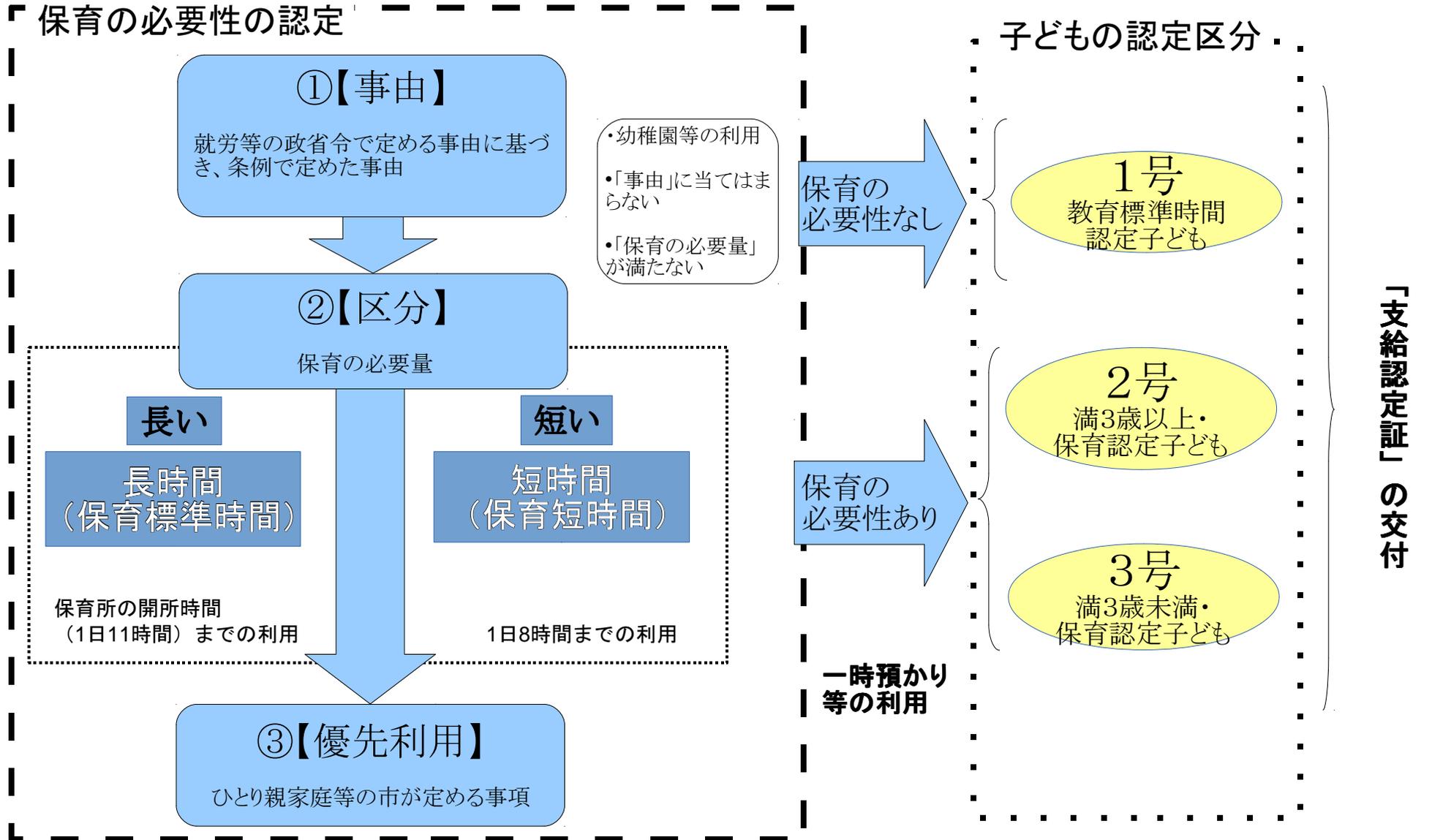
### 大分市における保育の実施に関する条例抜粋

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

# 1号・2号・3号認定の区分イメージ



## 保育の必要性の認定のイメージ

### ①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障がい
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

### ②区分

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



### ③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障がいを有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ